

## 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について）

県立学校教育課

### 1 概要

県立学校における臨時休業について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和3年6月4日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により決定したので、同条第2項の規定により報告する。

### 2 臨時休業に至る経緯

- (1) 県が緊急事態宣言の対象区域に追加され、令和3年5月23日からの緊急事態宣言が発出されたことを受け、県立学校においては、感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を継続するため、時差登校を検討することなどを通知した。
- (2) さらにその後、本県における新型コロナウイルス感染拡大状況は深刻となり、これまでに経験したことがない程のスピードで感染者が増加したことから、最終学年の生徒は原則、登校とし、それ以外の学年については、分散登校を実施するよう通知した。
- (3) 石垣市においては、本ウイルスの変異株の流入等により、感染拡大に歯止めがかからない状況となり、石垣市長からの市内県立学校に対する臨時休校措置要請を踏まえ、臨時休業とした。

### 3 臨時休業の理由

県内の感染拡大が、医療提供機関のひっ迫を引き起こすなど、危機的な状況が続いていることから、県感染症対策本部から、県立学校に対して臨時休校措置の要請が出された。

県立学校においては、緊急事態宣言下においても学びの保障を図るため、可能な限り一斉臨時休業を行わない方針であったが、その要請を踏まえ、臨時休業はやむを得ないと判断し、県立学校を原則、臨時休業とした。

### 4 臨時休業の対象や実施期間等

#### (1) 対象校

原則、全県立学校とする。

ただし、地域や学校の実情を踏まえ、辺土名高等学校、北山高等学校、本部高等学校、久米島高等学校は通常登校または分散登校を可とする。

#### (2) 実施期間

臨時休業の実施期間は、令和3年6月7日(月)から6月20日(日)までとする。

### 5 添付資料

- (1) 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について  
(6月4日付通知)

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会  
教育長 金城 弘昌  
(公印省略)

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について(通知)

感染拡大に歯止めがかからない状況であり、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部から、県立学校に対して臨時休校措置の要請があります。

感染者の増加に伴い、県内の医療提供体制も日に日に深刻さを増し、児童生徒の感染者数も増えており、学級閉鎖も増加傾向にあります。

県立学校においては、感染症対策と学びの保障の両立を図るため、分散登校について通知していましたが、これらの状況を踏まえ、下記の通り、県立学校を臨時休業とします。

については、幼児児童生徒、職員、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は別途通知いたします。

記

**1 臨時休業期間等**

休業の期間は、6月7日(月)から6月20日(日)までとする。

**2 臨時休業の対象等**

原則、全県立学校とする。

ただし、地域や学校の実情を踏まえ、辺土名高校、北山高校、本部高校、久米島高校は通常登校または分散登校を可とする。

**3 特別支援学校の幼児児童生徒の対応**

幼児児童生徒が日常的に利用している放課後等デイサービスが利用できなくなる可能性を想定し、その対応を検討すること。その際、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで幼児児童生徒の居場所の確保に努めること。

**4 学びの保障について**

(1) 臨時休業期間の自宅学習については、オンライン等を活用し、学習支援を行うこと。また、自宅にオンライン環境が整っていない児童生徒に対しては、登校させるなど個別の学習支援を行うこと。

(2) 専門学科等において国家試験受験資格を満たすための実習(福祉科・調理科等)や実技を伴う資格取得試験等を実施する学校においては、必要最小限の時間に限り、登校させることは可とする。

(3) 必要に応じて登校させる場合は感染対策を徹底し、その際は保護者への理解と協力をお願いすること。

**5 部活動等の取扱について**

臨時休業の期間、部活動は休止とする。

**6 学寮・寄宿舎について**

(1) 県立高校の学寮は開寮し、自宅等への帰省は控えさせ、寮内でのオンラインによる学習支援を行うこと。その際は保護者の了解を得ること。

(2) 特別支援学校の寄宿舎は、原則、閉寮とする。

**7 その他**

臨時休業期間の不要不急の外出を慎むよう、指導を徹底するとともに、保護者等へも協力を依頼すること。

## 教育長メッセージ

本県における新型コロナウイルス感染症の感染状況は、全国においても過去に経験のないような拡大局面にあり非常に厳しく、収束の兆しが見えず、医療提供機関のひっ迫を引き起こすなど、危機的な状況が続いていることから、今回、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部から県立学校に対して休校措置の要請がありました。

学校においても児童生徒の感染者数も増えており、学級閉鎖も増加傾向にあります。

県教育委員会では、これまで時差登校や分散登校等を実施し、感染症対策と学びの保障の両立を図ってきましたが、子どもたちの健康と安全を守ると同時に、人と人との接触機会を徹底的に低減し、県全体の感染拡大を抑止するためには、臨時休校はやむを得ないと判断し、県立学校を令和3年6月7日から6月20日までの期間、原則、臨時休校とすることを決定いたしました。

幼児児童生徒の皆さんは、今回の臨時休校は、新型コロナウイルス感染症の拡大を止める目的で行っていることを理解し、不要不急の外出を避け、自宅で過ごすよう心がけてください。また、自宅でも、感染症対策を徹底するとともに、学校の再開に備えて、宿題や自学自習に励んでください。

保護者の皆様におかれましては、学校の臨時休校で大変ご苦勞をおかけするとは存じますが、今回の休校措置は苦渋の判断であることをご理解いただき、臨時休校中はもとより、その後の生活においてもご協力くださいますよう、お願いいたします。

また県民の皆様におかれましても、ご自身や子ども達を守るためにも外出及び接触機会の徹底的な削減に努めていただき、学校が一日でも早く正常な教育活動に戻れるよう、感染症対策のさらなる徹底にご協力をお願いいたします。

令和3年6月4日（金）  
沖縄県教育委員会  
教育長 金城 弘昌